

昭和七年法律第十六号

昭和七年法律第十六号（国債ノ価額計算ニ
関スル法律）

国債ノ価額ヲ会計帳簿又ハ財産目録ニ記載又
ハ記録スルニハ会社法（平成十七年法律第八十
六号）第四百三十二条第一項其ノ他ノ法令ノ規
定ニ拘ラズ財務大臣ノ告示スル標準発行価格ニ
依ルコトヲ得但シ其ノ取得ノ際ニ於ケル時価ヲ
超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ外国ニ於テ発行シタル国債ニハ
之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年法律第二十号ハ之ヲ廃止ス

本法施行ノ際所有スル国債ニシテ最終ノ財産
目録調製前ニ取得シタルモノハ第一項但書ノ規
定ノ適用ニ付テハ之ヲ最終ノ財産目録調製ノ時
ニ於テ取得シタルモノト看做ス

附 則（昭和一四年四月五日法律第六八
号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和四九年四月二日法律第二三
号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附 則（平成一一年二月二二日法律第
一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年一月二八日法律第
一二九号）抄

（施行期日）

¹ この法律は、平成十四年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。